

平成27年労第102号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在のC農園Yに雇用され、同日、みかんの収穫作業をしていたところ、トラックに積み込む際に腰を捻り負傷し、翌○日、D病院に受診して「第12胸椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後E整形外科医院に転医し加療した結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級の5に該当すると判断するも、請求人には、平成○年○月○日発症の業務上の負傷（第1・2腰椎破裂骨折）治ゆ後に残存する既存障害（障害等級第11級の5）があり、本件傷病による残存障害の程度は既存障害を上回らないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会において、改めて請求人に残存する既存障害及び本件傷病による障害の程度について精査したところ、次のとおりである。

(1) 既存障害の程度について

監督署長は、既存障害に関する請求人の申立て等を踏まえて、障害等級第1 1級の5と認定しているところ、審査官は、改めて請求人からの受傷歴等に関する聴取を行い、既存障害に係る撮影画像（CD）及び障害認定調査結果復命書等を精査した結果、障害等級第1 1級の5が相当であったことを確認している。当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）の（イ）に説示するとおり、請求人の既存障害は、障害等級第1 1級に該当するものと判断する。

(2) 本件傷病による障害の程度について

請求人は、D病院及びE整形外科医院に受診し、「第1 2胸椎圧迫骨折」と診断されているところ、本件における医証からは、請求人に残存する障害は、「せき柱の変形障害」及び「神経障害」と認められる。

ア 請求人の「せき柱の変形障害」について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け意見書において、要旨、①脊椎圧迫骨折が明らかな椎体の個数について、X線写真により3椎体であると認められる、②骨折椎体の体高減少による後彎度（減少椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が減少椎体の後方椎体高の1個当たりの高さに占める割合）は50%未満である、③コブ法による側彎度は50%未満である

ことから、「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）に該当すると述べているところ、当審査会としても、画像所見に基づく同医師の意見は妥当であり、請求人に残存するせき柱の変形障害の程度は、障害等級第11級の5に該当するものと判断する。

イ 請求人の「神経障害」については、当審査会としても、G医師作成の診断書及び圧迫骨折により腰部に押さえ付けられたような痛みが常に生じている等の請求人の申立てから、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するものと判断する。

ウ 上記のことから、請求人に残存する障害は、せき柱の変形障害（障害等級第11級の5）及び受傷部位の疼痛（障害等級第14級の9）が認められるが、後者は同一部位に生じたもので通常派生する関係にあり、したがって、本件傷病により請求人に残存する障害の程度は、障害等級第11級の5に該当すると認められる。

(3) 以上のことからみると、請求人に残存する障害は、第1、2腰椎破裂骨折に係る既存障害及び第12胸椎圧迫骨折に係る本件傷病による障害であるところ、両障害は、せき柱の隣接部位に生じており、いずれも、「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）に該当するものである。そうすると、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)の(エ)に説示するとおり、労働者災害補償保険法施行規則第14条第5項の規定による障害補償給付の差引支給額を発生させるものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。